

令和5年2月15日

令和5年第1回貝塚市議会定例会会議事項

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
報告	1	請願の処理経過及び結果報告の件	1
〃	2	処分報告（令和4年度貝塚市一般会計補正予算（第10号））の件	2
〃	3	処分報告（令和4年度貝塚市一般会計補正予算（第11号））の件	6
議案	1	附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件	10
〃	2	貝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	10
〃	3	貝塚市消防吏員等の給与品及び貸与品に関する条例を廃止する条例制定の件	11
〃	4	債権の放棄について議決を求める件	11
〃	5	令和4年度貝塚市一般会計補正予算（第12号）の件	12
〃	6	令和4年度貝塚市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件	18
〃	7	令和4年度貝塚市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件	20
〃	8	令和4年度貝塚市水道事業会計補正予算（第2号）の件	23
〃	9	貝塚市組織条例の一部を改正する条例制定の件	24
〃	10	附属機関に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	26
〃	11	附属機関に関する条例及び貝塚市幼児教室条例の一部を改正する条例制定の件	27
〃	12	貝塚市基金条例の一部を改正する条例制定の件	27
〃	13	手数料条例の一部を改正する条例制定の件	28
〃	14	貝塚市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件	28
〃	15	貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	29

議案		事 件 名	頁
種別	番号		
議案	16	貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件	29
〃	17	貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件	30
〃	18	貝塚市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件	30
〃	19	貝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	31
〃	20	令和5年度貝塚市一般会計予算の件	別冊
〃	21	令和5年度貝塚市国民健康保険事業特別会計予算の件	〃
〃	22	令和5年度貝塚市財産区特別会計予算の件	〃
〃	23	令和5年度貝塚市介護保険事業特別会計予算の件	〃
〃	24	令和5年度貝塚市後期高齢者医療事業特別会計予算の件	〃
〃	25	令和5年度貝塚市水道事業会計予算の件	〃
〃	26	令和5年度貝塚市下水道事業会計予算の件	〃
〃	27	令和5年度貝塚市病院事業会計予算の件	〃

報告第 1 号

請願の処理経過及び結果報告の件

請願の処理経過及び結果報告の件を次のとおり報告する。

令和5年2月15日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市議会から送付された請願の処理要領

令和5年2月1日現在

件 名	久保町 J R 阪和線高架下に関する請願
請 願 者 氏 名	貝塚市久保 久保町会 代表 外 1 4 名
紹 介 議 員 氏 名	阪口芳弘 中山敏数 竹下義之 食野雅由 藪内留治 川岸貞利
受 理 年 月 日	平成 2 5 年 6 月 1 7 日
主 管 課	都市整備部道路公園課
処 理 要 領	久保町 J R 阪和線高架下につきましては、岸和田市が実施している東岸和田駅付近高架化事業に伴い整備された側道が供用開始されたため、供用開始後の当該高架下市道の交通量調査を実施し、地元町会、貝塚警察署及び J R 西日本との調整・協議を進めてまいります。

報告第 2 号

処分報告（令和 4 年度貝塚市一般会計補正予算（第10号））の件

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 2 月 15 日 提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 4 年度貝塚市一般会計補正予算（第10号）の件

令和4年度貝塚市一般会計補正予算（第10号）の件

令和4年度貝塚市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,268千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,244,071千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年1月5日処分

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		9,778,111	56,370	9,834,481
	1. 国庫負担金	6,275,169	45,518	6,320,687
	2. 国庫補助金	3,477,095	10,852	3,487,947
15. 府支出金		2,975,277	10,898	2,986,175
	1. 府負担金	2,251,430	10,898	2,262,328
歳 入 合 計		40,176,803	67,268	40,244,071

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		4,119,536	67,268	4,186,804
	1. 保健衛生費	1,549,081	67,268	1,616,349
歳 出	合 計	40,176,803	67,268	40,244,071

報告第 3 号

処分報告（令和 4 年度貝塚市一般会計補正予算（第11号））の件

次の事件は、地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 2 月 15 日 提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 4 年度貝塚市一般会計補正予算（第11号）の件

令和4年度貝塚市一般会計補正予算（第11号）の件

令和4年度貝塚市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,244,571千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年1月31日処分

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		9,834,481	500	9,834,981
	2. 国庫補助金	3,487,947	500	3,488,447
歳入合計		40,244,071	500	40,244,571

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民生費		18,684,760	500	18,685,260
	2. 児童福祉費	7,690,994	500	7,691,494
歳 出	合 計	40,244,071	500	40,244,571

議案第 1 号

附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件

附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月15日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

附属機関に関する条例の一部を改正する条例

附属機関に関する条例（昭和31年貝塚市条例第322号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部貝塚市空家等対策協議会の項中「変更」の次に「並びに実施」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月15日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年貝塚市条例第336号）の一部を次のように改正する。

別表第1投票所の投票管理者（一般職の職員のうちから選任された者を除く。）の項中「13,000円」を「14,300円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者（一般職の職員のうちから選任された者を除く。）の項中「11,500円」を「12,650円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

貝塚市消防吏員等の給与品及び貸与品に関する条例を廃止する条例制定の件

貝塚市消防吏員等の給与品及び貸与品に関する条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月15日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市消防吏員等の給与品及び貸与品に関する条例を廃止する条例

貝塚市消防吏員等の給与品及び貸与品に関する条例（昭和28年貝塚市条例第270号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の貝塚市消防吏員等の給与品及び貸与品に関する条例の規定により消防吏員及び消防団員に給与し、又は貸与した被服等については、なお従前の例による。

議案第 4 号

債権の放棄について議決を求める件

下記のとおり債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月15日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1 放棄する債権の内容

・水道料金	316 件	984,822 円
・市立貝塚病院診療費個人負担分	64 件	2,455,020 円

2 放棄の理由 貝塚市債権管理条例第15条の規定による。

議案第 5 号

令和 4 年度貝塚市一般会計補正予算（第 12 号）の件

令和 4 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 8, 4 8 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 0, 2 8 3, 0 5 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年 2 月 15 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9. 地方特例交付金		73,626	2,290	75,916
	2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	2,290	2,290
10. 地方交付税		5,984,479	185,527	6,170,006
	1. 地方交付税	5,984,479	185,527	6,170,006
14. 国庫支出金		9,834,981	7,477	9,842,458
	1. 国庫負担金	6,320,687	7,477	6,328,164
15. 府支出金		2,986,175	251	2,986,426
	1. 府負担金	2,262,328	251	2,262,579
17. 寄附金		708,664	20,530	729,194
	1. 寄附金	708,664	20,530	729,194
18. 繰入金		2,284,780	△278,490	2,006,290
	1. 基金繰入金	2,279,992	△278,490	2,001,502
21. 市債		3,338,630	100,900	3,439,530
	1. 市債	3,338,630	100,900	3,439,530
歳 入	合 計	40,244,571	38,485	40,283,056

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		5,665,661	140,283	5,805,944
	1. 総務管理費	4,889,771	153,483	5,043,254
	2. 徴税費	329,324	△9,200	320,124
	3. 戸籍住民基本台帳費	292,729	△4,000	288,729
3. 民生費		18,685,260	△47,143	18,638,117
	1. 社会福祉費	7,795,409	457	7,795,866
	2. 児童福祉費	7,691,494	△45,100	7,646,394
	3. 生活保護費	3,198,357	△2,500	3,195,857
4. 衛生費		4,186,804	△28,255	4,158,549
	1. 保健衛生費	1,616,349	△11,000	1,605,349
	2. 清掃費	1,598,292	△17,500	1,580,792
	3. 病院費	960,365	100	960,465
	4. 上水道費	11,798	145	11,943
8. 土木費		2,927,034	△21,100	2,905,934
	1. 土木管理費	151,634	△11,000	140,634
	5. 都市計画費	1,541,090	△10,100	1,530,990
9. 消防費		1,386,995	△11,000	1,375,995
	1. 消防費	1,386,995	△11,000	1,375,995
10. 教育費		3,510,954	5,700	3,516,654
	1. 教育総務費	418,250	16,000	434,250
	2. 小学校費	964,940	△3,000	961,940
	4. 幼稚園費	300,791	△5,000	295,791
	5. 社会教育費	755,738	△2,300	753,438
歳 出	合 計	40,244,571	38,485	40,283,056

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
4. 衛生費	1. 保健衛生費	出産・子育て伴走型相談・経済支援事業	67,268

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
市民文化会館空調機調査及び機器更新委託業務	令和4年度～令和5年度	10,120千円
岸和田市貝塚市斎場整備事業	令和4年度～令和8年度	1,643,781千円
まちの駅かいつか（貝塚市観光案内所）借上業務	令和4年度～令和7年度	6,732千円

第4表 地方債補正

起債の目的	補 正 前									補 正 後																	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					備考	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					備考									
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他					借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他										
せんごくの杜整備事業	千円 63,000	証書借入 又は 証券発行 直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	年6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政 府	年以内 30	年以内 5	年賦又は半年賦・元利均等又は元金均等若しくは満期一括償還	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合その条件に従うことができる。ただし、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。	千円 84,000	同左	同左	同左	年以内 同左	年以内 同左	同左	同左	同左									
民間保育所等整備事業	78,800			そ の 他	20	3				同左			同左	98,200	同左				同左	同左							
公立認定こども園改修事業	387,100			同左	同左	同左				同左			同左	同左	同左				同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
し尿処理施設整備事業	26,600			同左	同左	同左				同左			同左	同左	同左				同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
道路橋梁等新設改良事業	467,000			同左	同左	同左				同左			同左	同左	同左				同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
図書館施設整備事業	34,100			同左	同左	同左				同左			同左	同左	同左				同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
公民館施設整備事業	50,800			同左	同左	同左				同左			同左	同左	同左				同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
減収補てん債	0			同左	同左	同左				同左			同左	同左	同左				同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
起債合計	3,338,630									3,439,530																	

議案第 6 号

令和 4 年度貝塚市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の件

令和 4 年度貝塚市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算のうち、「第 1 表 歳入予算補正」に掲げるとおり、当該款・項の区分ごとの金額を補正する。

令和 5 年 2 月 15 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 国民健康保険料		1,942,279	△10,306	1,931,973
	1. 国民健康保険料	1,942,279	△10,306	1,931,973
5. 繰入金		933,770	10,306	944,076
	1. 他会計繰入金	933,770	10,306	944,076
歳	入	合	計	
		10,229,602	0	10,229,602

議案第 7 号

令和 4 年度貝塚市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の件

令和 4 年度貝塚市の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 3 4 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 0 9 7, 8 3 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 15 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		1,344,300	1,221	1,345,521
	1. 一般会計繰入金	1,271,312	1,221	1,272,533
9. 諸収入		236	124	360
	3. 預金利子	0	124	124
歳	入	合	計	
		8,096,494	1,345	8,097,839

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 基金積立金		91,651	124	91,775
	1. 基金積立金	91,651	124	91,775
6. 諸支出金		128,138	1,221	129,359
	1. 償還金及び還付加算金	128,138	1,221	129,359
歳 出	合 計	8,096,494	1,345	8,097,839

議案第 8 号

令和 4 年度貝塚市水道事業会計補正予算（第 2 号）の件

第 1 条 令和 4 年度貝塚市水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 4 年度貝塚市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 水道事業収益	2,059,733 千円	145 千円	2,059,878 千円
第 1 項 営業収益	1,534,099 千円	145 千円	1,534,244 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	2,131,118 千円	145 千円	2,131,263 千円
第 1 項 営業費用	1,724,145 千円	145 千円	1,724,290 千円

令和 5 年 2 月 15 日 提出

貝塚市長 酒 井 了

議案第 9 号

貝塚市組織条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市組織条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 15 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市組織条例の一部を改正する条例

貝塚市組織条例（昭和57年貝塚市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「部等」を「部」に改め、同条中「及び室」を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 総合政策部
- (2) 総務部
- (3) 危機管理部
- (4) 市民生活部
- (5) 健康福祉部
- (6) 子ども部
- (7) 都市整備部
- (8) 上下水道部

第 3 条第 1 項中「都市政策部」を「総合政策部」に改め、同項第 6 号中「の進行管理」を削り、同項第 7 号を次のように改める。

- (7) 公共施設のマネジメント及び財産管理に関すること。

第 3 条第 1 項中第 8 号及び第 9 号を削り、第 10 号を第 8 号とし、第 11 号から第 16 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同条第 2 項中「総務市民部」を「総務部」に改め、同項第 3 号中「財産管理」を「庁舎管理」に改め、同項第 7 号中「電子計算組織」を「情報システム及び電算業務システム」に改め、同項第 13 号から第 16 号までを削り、同条中第 7 項を削り、第 6 項を第 8 項とし、同条第 5 項第 14 号から第 16 号までを削り、同項を同条第 7 項とし、同条第 4 項中「健康子ども部」を「子ども部」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同項を同条第 6 項とし、同条第 3 項中「福祉部」を「健康福祉部」に改め、同項に次の 1 号を加え、同項を同条第 5 項とする。

- (7) 保健に関すること。

第 3 条第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 危機管理部の分掌する事務は、次に掲げるところによる。

- (1) 防災に関すること。
- (2) 国民保護に関すること。

4 市民生活部の分掌する事務は、次に掲げるところによる。

- (1) 人権及び同和施策の総合調整及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画施策に関すること。
- (3) 平和問題に関すること。
- (4) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。

- (5) 墓地及び葬儀に関すること。
- (6) 一般廃棄物に関すること。
- (7) リサイクルに関すること。
- (8) 公害防止その他環境保全に関すること。
- (9) 環境衛生に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(貝塚市職員給与条例の一部改正)

- 2 貝塚市職員給与条例（昭和23年貝塚市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第4の2ア 事務、技能職給料表等級別基準職務表2級の項中 「(1) 病院の部長の職務
(2) 理事の職務」

「(1) 病院の部長の職務

を (2) 次長（部に置かれる次長に限る。）及び消防次長の職務 に改め、同表3級の項中「

(3) 理事の職務」

ひと・ふれあいセンター館長、危機管理室長、消防次長」を「公共施設マネジメント室長、ひと・ふれあいセンター館長、文化財保存活用室長」に改め、同表4級の項中「ひと・ふれあいセンター館長補佐、債権回収対策室長」を「公共施設マネジメント室長補佐、市民協働室長、債権回収対策室長、ひと・ふれあいセンター館長補佐」に改め、「認定こども園長」の次に「、公共交通室長」を加え、「危機管理室長補佐」を「文化財保存活用室長補佐」に改める。

別表第5職務の区分の欄中「理事」を「次長（部に置かれる次長に限る。）・消防次長・理事」に、「ひと・ふれあいセンター館長・危機管理室長・消防次長」を「公共施設マネジメント室長・ひと・ふれあいセンター館長・文化財保存活用室長」に、「ひと・ふれあいセンター館長補佐・債権回収対策室長」を「公共施設マネジメント室長補佐・市民協働室長・債権回収対策室長・ひと・ふれあいセンター館長補佐」に改め、「認定こども園長」の次に「・公共交通室長」を加え、「危機管理室長補佐」を「文化財保存活用室長補佐」に改める。

議案第 10 号

附属機関に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
 条例の一部を改正する条例制定の件

附属機関に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
 の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 15 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

附属機関に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
 条例の一部を改正する条例

(附属機関に関する条例の一部改正)

第 1 条 附属機関に関する条例（昭和31年貝塚市条例第322号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	貝塚市立地適正化計 画等検討委員会	立地適正化計画の策定、評価及び改定並び に都市計画マスタープランの改定について の調査審議に関する事務
-----	----------------------	---

」

「

を	貝塚市立地適正化計 画等検討委員会	立地適正化計画の策定、評価及び改定並び に都市計画マスタープランの改定について の調査審議に関する事務	に改め
	貝塚市景観審議会	景観計画についての調査審議及び景観形成 に関する重要事項についての調査審議に関 する事務	

」

る。

(貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年貝塚市条
 令第336号）の一部を次のように改正する。

「

別表第 1 中	貝塚市立地適正化計 画等検討委員会委員	同 8,000円	同	を
---------	------------------------	----------	---	---

」

「

貝塚市立地適正化計 画等検討委員会委員	同 8,000円	同	に改める。
貝塚市景観審議会委 員	同 8,000円	同	

」

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 11 号

附属機関に関する条例及び貝塚市幼児教室条例の一部を改正する条例制定の件

附属機関に関する条例及び貝塚市幼児教室条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 15 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

附属機関に関する条例及び貝塚市幼児教室条例の一部を改正する条例

(附属機関に関する条例の一部改正)

第 1 条 附属機関に関する条例（昭和31年貝塚市条例第322号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部貝塚市子ども・子育て会議の項中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

(貝塚市幼児教室条例の一部改正)

第 2 条 貝塚市幼児教室条例（令和 2 年貝塚市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「に規定する厚生労働大臣」を「の内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 12 号

貝塚市基金条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 15 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市基金条例の一部を改正する条例

貝塚市基金条例（平成18年貝塚市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表貝塚市減債基金の項の次に次のように加える。

貝塚市職員退職手当基金	職員の退職手当の支払いに要する経費に充てること。
-------------	--------------------------

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 13 号

手数料条例の一部を改正する条例制定の件

手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月15日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（昭和18年貝塚市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第45号中「登録」の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法第4条第1項の規定による犬の登録の申請があったものとみなされる場合を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 14 号

貝塚市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月15日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市職員定数条例の一部を改正する条例

貝塚市職員定数条例（昭和24年貝塚市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「90人」を「100人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 15 号

貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月15日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例

貝塚市国民健康保険条例（昭和35年貝塚市条例第413号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第20条の3第4項第1号中「同項各号イ」を「同項各号ア」に改める。

第21条の2第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る貝塚市国民健康保険条例第6条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第 16 号

貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月15日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年貝塚市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「者」の次に「（その保護を停止されている者を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 17 号

貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月15日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年貝塚市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「被保護者」の次に「（その保護を停止されている者を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 18 号

貝塚市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月15日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

貝塚市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年貝塚市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「その障害の程度が国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表の1級第9号に該当するもの（その障害の程度が同程度以上と認められる者を含む。）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第1項に規定する障害児であって、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3の1級第9号に該当するもの」を「次のいずれかに該当する者」に改め、同号に次のように加える。

ア その障害の程度が国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表の1級第9号に該当する者又はその障害の程度がこれと同程度以上と認められる者

イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第1項に規定する障害児であって、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3の1級第9号に該当するもの

第2条第2項中「対象者のうち」を「前項の規定にかかわらず」に、「ものについて」を「者」に、「前項の規定にかかわらず、この条例による助成は行わない」を「対象者とししない」に改め、同項第1号中「被保護者」の次に「（その保護を停止されている者を除く。）」を加え、同条第3項中「大阪府内」を「大阪府の区域内」に改め、「「病院等」という。）」の次に「（貝塚市の区域内に所在するものを除く。）」を加え、「対象者（」を「者（」に改め、「除く」の次に「。以下同じ」を加え、「にかかわらず」を「の適用については」に、「対象者とする」を「区域内に住所を有するものとみなす」に改め、同項ただし書中「前項各号のいずれかに該当する者又は」を削り、「している者」の次に「（国民健康保険法による被保険者及び高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に限る。）」を加え、同条第4項中「前3項に規定するもののほか、」を削り、「ものは」を「者は、第1項の規定の適用については」に、「対象者とする」を「区域内に住所を有するものとみなす」に改め、同項ただし書中「第2項各号のいずれかに該当する者について」を「その者が現に貝塚市の区域内に住所を有する場合」に改め、同項第2号中「1の」を「一の」に改め、同条に次の1項を加える。

5 入院等をしたことにより、病院等（貝塚市の区域内に所在するものに限る。）の所在する場所に住所を変更したと認められる者（国民健康保険法による被保険者及び高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に限る。）であつて、当該病院等に入院等をした際他の市町村（貝塚市以外の大阪府の区域内の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第1項の規定の適用については、貝塚市の区域内に住所を有する者でないものとみなす。ただし、その者が前項本文に規定する者である場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第19号

貝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月15日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

貝塚市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年貝塚市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

(20) 総合診療科

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。